資料６

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の見直しについて

１　目的

　　平成31年10月で神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（以下「条例」という。）が施行後満10年となり、前回の見直しから５年が経過することから、神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、制定趣旨の確認、直近５年間の施行状況把握、関連する社会状況の推移の把握等を行い、必要な見直しを行う。

２　考え方

　・　条例の見直しは、要綱に掲げる以下の①～⑤の視点に基づき実施する。

・　学識経験者を含めた条例見直し検討会議（以下「検討会議」という。）を設置の上、見直しを行う。

・　検討会議における見直しの事前準備として、条例の有効性等の視点から、遵守率低下の原因分析を行うとともに、その対応策を検討するため、庁内関係各課、土木事務所、特定行政庁等との個別調整を実施する。

・　検討会議等の検討結果として、条例一部改正（廃止）の要否や運用改善の要否等を常任委員会、県民へ報告する。

【見直しの視点】

　①　必要性

　　　法令等の整備により、条例存続の意義が薄れていないか。

　②　有効性

　　　現状の課題解決にどこまで効果を発揮しているか。また、効果を上げるために新たに権利を制限したり、義務を課したりする必要はないか。

　③　効率性

　　　条例執行にどの程度のコストを要するか。現在の体制が過大な人員、予算となっていないか。実施主体の役割分担の変更により効率を上げられないか。

　④　基本方針適合性

　　　条例に基づき実施される事業、施策等が県政の目指すべき方向性に適合しているか。

　⑤　適法性

　　　条例が憲法や法令に抵触して違法とならないか。

３　手順

　(1)　全体スケジュール（予定）

　　・平成31年４月～９月 　　　　準備期間…庁内関係各課等との個別調整

　　・平成31年10月～32年９月 　検討期間…検討会議等で１年間検討

　　・平成32年10月　　　　　　　常任委員会への報告、県民への報告

【条例改正の場合】常任委員会報告後１年以内に議案提出

　　【運用改善の場合】常任委員会報告後遅滞なく必要な措置を講ずる